

限度額認定証の手続きはお早めに

8月からは新しい限度額認定証が必要です

▼限度額認定証（認定証）とは

医療費が高額になる場合、医療費の支払いを一定額（限度額）で済ませることができる制度です。申請月の1日から適用され、有効期限は7月31日です。

▼更新のお知らせを送付します

国民健康保険被保険者で、すでに認定証の交付を受けている人に、7月上旬に認定証の更新のお知らせと申請書を送付します。

※後期高齢者医療被保険者で、すでに認定証の交付を受けている人は手続き不要です。対象者には保険証に同封して送付します。

申請方法

【受付先】 国保年金課または保原を除く各総合支所市民福祉係

【持参するもの】

身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）、マイナンバーのわかるもの、保険証、世帯主の印鑑（後期高齢者医療被保険者の場合は本人の印鑑）※別世帯の代理人が申請する場合は委任状が必要です。

申請対象

- 70歳未満の国民健康保険被保険者
- 70～74歳の国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者で、住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人
- 70～74歳の国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者で、住民税非課税世帯の人

▼国民健康保険加入者（70歳未満）の自己負担限度額（月額）

所得区分 (基準総所得額※1)	限度額（外来または入院）		食事代 (1食)
	1～3回目（年）	4回目以降（年）	
901万円超	25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1%	14万100円	460円
600万円超～901万円以下	16万7,400円 + (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円	
210万円超～600万円以下	8万100円 + (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円	
210万円以下	5万7,600円	4万4,400円	
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円	210円（※2）

※1：基準総所得額 = 前年の総所得額等 - 基礎控除 33万円

※2：91日以上入院した場合は、申請により、申請した月の翌月1日から160円

▼国保高齢受給者（70～74歳）、後期高齢者医療制度加入者の自己負担限度額（月額）

※所得区分が下表の黄色の部分に該当する人は、申請が必要です

所得区分 (課税所得)	負担区分	限度額		食事代 (1食)
		外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位) 1～3回目（年） 4回目以降（年）	
690万円以上	3割	25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1%	14万100円	460円
380万円以上		16万7,400円 + (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円	
145万円以上		8万100円 + (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円	
一般	2割 (※5)	1万8,000円 (年間上限： 14万4,000円)	5万7,600円	210円（※2）
低所得者Ⅱ（※3）		8,000円	2万4,600円	
低所得者Ⅰ（※4）			1万5,000円	

※3：住民税非課税世帯（低所得者Ⅰを除く）

※4：住民税非課税世帯で、必要経費や基礎控除などを差し引いた所得が0円となる世帯（年金収入は80万円まで）

※5：後期高齢者医療制度加入者は1割

申請前に確認を

- 国民健康保険税の滞納がある場合
- 世帯内に所得未申告の人がいる場合

認定証を交付できない場合があります。未申告者がいる場合は必ず所得申告をした上で申請してください。

国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証をお送りします

現在お使いの国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日^①です。8月1日以降は、新しく交付する受給者証や保険証を医療機関に提示してください。

書類が届いたら確認を

新しい国民健康保険高齢受給者証（以下、高齢証）や後期高齢者医療被保険者証（以下、保険証）を7月下旬に送付します。

高齢証や保険証が届いたら氏名や住所などを必ず確認し、記載内容に誤りがある場合は国保年金課（市役所中央棟1階）にご連絡ください。有効期限が切れた高齢証や保険証は、各総合支所の市民福祉係または国保年金課に返却してください。

視覚障がい1～3級の人には保険証に点字シールを貼って送付します。1～3級以外で点字シールを希望する人はお申し出ください。

医療費の自己負担割合

医療費の自己負担割合は令和元年（平成31年）中の収入や市民税の課税額（所得合計金額から各種控除を差し引いたもの）を基に判定します（チャート参照）。

国民健康保険高齢受給者

2割または3割負担

※保険証と高齢証を両方提示することで負担割合が変わります。

後期高齢者医療制度加入者

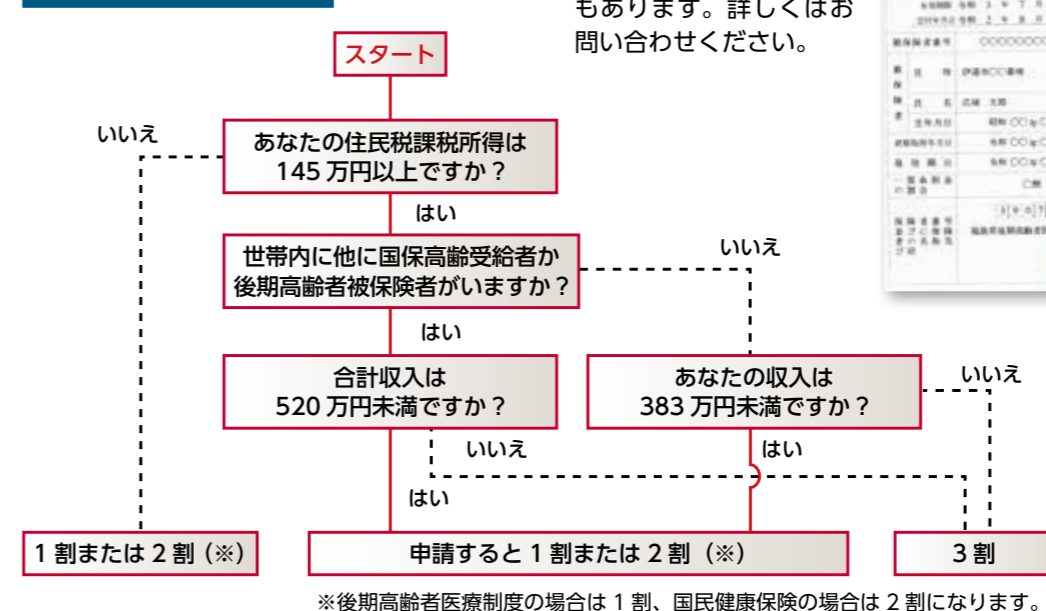
1割負担

※現役並み所得の人は3割負担申請で負担割合が変わる場合も、国保、後期で3割負担の人でも、申請により1割または2割負担になる場合があります。該当する可能性がある人に申請書を送付しますので、必要事項を記入して国保年金課に提出してください。負担割合の変更は申請日の翌月から適用されます。

後期高齢者医療保険料の口座振替

後期高齢者医療保険の加入者は、8月中旬に保険料額決定通知書を送付します。通知書が届いたら必ず納付方法を確認してください。納付は特別徴収（年金差し引き）が原則ですが、年度途中での加入者や、特別徴収の要件に該当しない人は、納付書または口座振替で納付してください。これまでも、後期高齢者医療保険料の口座振替は自動的に継続されませんが、改めて口座振替の申し込みが必要です。

負担割合の判定チャート



国保高齢受給者証